

# 諮問第137号の概要

## (患者調査の変更)

# 1 患者調査の概要（現行）

## 調査の目的

医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにするとともに、医療行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査の沿革

- 昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、昭和28年から「患者調査」として毎年実施
- 昭和59年からは地域別表章が可能となるよう報告者数を増加し、医療施設（静態）調査と同時期に3年周期で実施

### 調査範囲及び報告者数

- 病院  
約6,500施設（母集団約8,400施設）
- 一般診療所  
約6,000施設（母集団約10万1,000施設）
- 歯科診療所  
約1,300施設（母集団約6万9,000施設）

### 調査期日

- 【病院入院（奇数※）票、病院外来（奇数※）票、病院（偶数※）票、一般診療所票及び歯科診療所票】  
調査実施年の10月の3日間のうち、医療施設ごとに定める1日  
※基本的に、生年月日の末尾が奇数、偶数の患者をそれぞれ対象とする。
- 【病院退院票、一般診療所退院票】  
調査実施年の9月の1か月間

### 調査票及び調査事項

- 【病院入院（奇数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院年月日、受療の状況、病床の種別、来院時・入院の状況 等
- 【病院外来（奇数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、初診・再来の別、受療の状況、来院時の状況 等
- 【病院（偶数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、入院・外来の別
- 【一般診療所票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院・外来の別、受療の状況、来院時・入院の状況 等
- 【歯科診療所票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、初診・再来の別、傷病名 等
- 【病院退院票及び一般診療所退院票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院・退院年月日、受療の状況、手術の有無 等

### 調査組織及び調査方法

- 厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）  
※調査方法 ⇒ 〔配布〕郵送 〔回収〕郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム）

### 結果公表

- 調査実施年の翌年10月

## 2 患者調査結果の主な活用状況

### 行政施策上の活用

#### ◆ 医療提供体制の見直し

「医療計画作成指針」により、医療計画の改定を行う都道府県に提示する二次医療圏<sup>(注)</sup>の設定基準の検討の際に、本調査により把握される入院患者の医療圏間の流出入状況等を基礎資料として活用  
(注)「二次医療圏」とは、医療法（昭和23年法律第23号）に基づき、医療計画の中で定めることとされている一般の入院に係る医療を提供することが相当である地域的単位（概ね広域市町村圏）をいう。

#### ◆ 診療報酬の改定

診療報酬改定において、患者の状態等に応じた評価の観点から、入院医療の評価体系の再編<sup>(注)</sup>を検討する際の基礎資料として活用  
(注)平成30年度改定における患者の重症度、医療・看護必要度、平均在院日数等を踏まえた入院基本料の再編

#### ◆ 各種疾病対策の企画・立案

がん、糖尿病、精神疾患など各種疾病対策の企画・立案に当たり、外来患者数、入院患者数、退院患者数等の現状を把握するための基礎資料として活用

### 国際機関への提供

#### ◆ OECDへの報告

傷病分類別退院患者数、平均在院日数等を提供

# 3 調査計画の変更（1） – 報告者選定方法及び調査事項の変更

## ◆ 承認状況を踏まえた報告者の選定方法及び制度改正に伴う調査事項の変更

### ① 報告者の選定方法の変更

これまで特定機能病院として承認を受けた病院は全て500床以上だったが、平成29年3月に新たに500床未満の病院が承認されたため、従前の「500～599床」及び「600床以上」に「400～499床」を加えた3区分に層化して報告者を選定するよう変更

### ② 調査事項の変更

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）に基づく、改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項の規定により、新たな介護保険施設として、平成30年4月1日から「介護医療院」が創設されたことを踏まえ、「紹介の状況」【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票及び一般診療所票】、「入院前の場所」及び「退院後の行き先」【病院退院票及び一般診療所退院票】を把握する調査事項において、「介護医療院」の選択肢を追加

#### 【変更案】

(7) 紹介の状況

- |                  |              |              |
|------------------|--------------|--------------|
| 1 病院から           | 2 一般診療所から    | 3 歯科診療所から    |
| <b>4 介護医療院から</b> | 5 介護老人保健施設から | 6 介護老人福祉施設から |
| 7 その他から          | 8 紹介なし       |              |

#### 【変更例】

病院入院（奇数）票、  
病院外来（奇数）票及  
び一般診療所票

(10) 入院前の場所

- 家庭  
〔 1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療（訪問診療・訪問看護等） 4 その他 〕
- 他の病院・診療所に入院  
〔 5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所 〕
- 8 介護医療院に入所** 9 介護老人保健施設に入所 10 介護老人福祉施設に入所  
11 社会福祉施設に入所 12 その他（新生児・不明等）

#### 【変更例】

病院退院票及び一  
般診療所退院票

（「5」～「11」の場合は、その所在地について記入してください。）

- 1 当院と同じ市区町村内
- 2 当院とは別の市区町村 →  都道府県  市郡  区町村

### 3 調査計画の変更（2）－調査票提出期限及び公表期日の変更

#### ◆ 報告者からの調査票の提出期限の明確化

これまで明確にされていなかった報告者から保健所への調査票の提出期限を「11月末日まで」の間で設定することを調査計画上に規定<sup>(注)</sup>

(注) 従前の調査計画では、都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長が、地域の実情を踏まえて、それぞれ12月下旬までの間で調査票の提出期限を設定している。

現 行	変更案
① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。	① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限（令和2年11月末日まで）までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

#### ◆ 調査結果の早期提供の観点からの二段階公表の導入

公表時期の早期化を図るため、調査結果を概数及び確定数の二段階に分けて公表するよう変更（上記の報告者からの調査票の提出期限を踏まえ、概数については「調査実施年翌年11月下旬」に、また、確定数については「調査実施年翌々年2月下旬」に公表）

現 行	変更案
調査実施年翌年10月	概数：調査実施年翌年11月下旬 確定数：調査実施年翌々年2月下旬

## 4 前回答申における今後の課題への対応状況

### 前回答申（※）今後の課題

平成29年調査におけるオンライン調査の実施状況・利用結果やオンライン調査導入による回答状況への影響等について、実査を担う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧に検証、分析等を行い、これらの結果を踏まえ、次回の令和2年調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討することが必要

※「諮問第10号の答申 患者調査の変更について」(平成29年2月23日付け統計委第6号)



### 課題への対応状況

- 平成29年調査では、①報告者だけでなく、経路機関である都道府県等からのオンライン調査システムに関する照会対応も行うようコールセンターを拡充するとともに、②電子調査票におけるレセプト情報（注1）の読み込み機能を追加

この結果、施設別のオンライン回答率は、病院36.7%（平成26年調査 14.6%）に向上（注2）

（注1）保険診療を行った医療機関が保険者に診療報酬を請求するための明細書情報（患者の性別・出生年月日、診療行為の名称等）

（注2）一般診療所及び歯科診療所については、平成29年調査からオンライン調査を導入しており、オンライン回答率一般診療所においては9.3%、歯科診療所においては8.2%

- 令和2年調査では、平成29年調査に併せて実施した全都道府県等に対するアンケート調査及び調査後に実施した一部の経路機関・医療施設に対するヒアリング結果を踏まえ、①コールセンターの回線を増設、②レセプト情報読み込み機能など、オンライン調査に係るマニュアル等の記載を丁寧にする等、利用促進を行う予定

## 想定される主な論点

- ◆ 調査事項の変更については、行政ニーズや調査結果の利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか。医療を取り巻く状況の変化や報告者負担の観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。
- ◆ 調査票の提出期限及び都道府県から厚生労働省への提出期限については、報告者負担及び経由機関である都道府県の事務負担等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。報告者及び経由機関である都道府県の負担軽減の観点からみて、報告者からの調査票の提出期限以外の観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。
- ◆ 公表期日の変更については、恒常的に公表遅延が生じている現状を踏まえ、調査結果の正確性の確保等のみならず、行政ニーズへの対応や広く統計利用者による利活用上の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。
- ◆ 前回答申における課題を踏まえ、具体的にどのような検証・検討が行われたのか。当該検証・検討結果も踏まえ、必要かつ適切な対応が図られているか。更なる取組の余地はないか。